

令和2年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和3年3月17日

件 名	区立保育園での医療的ケア児受け入れについて
所 管 部 課	子ども家庭部 子ども政策課、子ども施設指導・支援担当課、 子ども施設運営課、子ども施設入園課 こども支援センターげんき 支援管理課
内 容	区立保育園における医療的ケア児の受け入れについて、以下のとおり報告する。 1 背景 平成28年の児童福祉法、平成29年の保育所保育指針の改定に伴い、自治体に対し、医療的ケア児受け入れの促進及び体制の整備に関する努力義務が課せられた。 こうした国の動きを受け、足立区においても一定の条件のもと、令和3年4月より、区立保育園の医療的ケア児の受け入れを開始する。 2 医療的ケア児受け入れの要件 国の推奨により平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の一環として、保育所での医療的ケア児の円滑な受け入れが図られることを目的に策定された「保育所での医療的ケア児受け入れに関するガイドライン」を基に、受け入れ要件を以下のように定める。 (1) 保護者が就労や病気等の理由により、日中保育所等で保育を行うことが必要であること。 (2) 集団での保育生活を行うことが可能であること。 (3) 保育時間中の医療的ケアの内容・方法のほか、緊急時や災害時に備え、事前に主治医及び保護者と対応手順書や搬送する特定の医療機関（後方支援病院）の連絡先について、あらかじめ確認が取れていること。 3 入所判定の仕組み 対象児の受け入れにあたり、新たに学識者、外部医師、区職員を構成員とする『医療的ケア児等支援委員会』を設置した。 本委員会において、主治医からの意見書、行動観察、面談等により、対象児の集団保育が可能であるかを判断する。

4 保育施設入所までの主な流れ

(1) 入所相談

医療的ケア児の総合的支援機関と位置付けする、「こども支援センターげんき」にて、医療的ケア児の専門相談を実施し、入所に関する内容と必要な手続きを案内する。

(2) 集団保育の可否判断

『医療的ケア児等支援委員会』の開催

(3) 保育施設利用の入所選考

本委員会において、集団保育が可能と判断された児童については、保育施設利用申し込みを受理し、実施要項に基づき選考を行う。

なお、利用調整結果によっては、待機となる場合もある。

5 受け入れ可能とする医療行為

- ・ 経管栄養（経鼻、胃ろう）
- ・ 導尿
- ・ 痰吸引
- ・ 血糖値測定、インスリン注射

6 対象年齢

1 歳児から 5 歳児

7 受け入れ園及び人数

- ・ 区立保育園 3 園
上沼田保育園、中島根保育園、東綾瀬保育園
- ・ 各園原則 2 名以内

8 経過及び今後の取り組み

(1) 令和 3 年 4 月入所に向けて

令和 2 年 1 0 月に『医療的ケア児等支援委員会』を開催、3 名の申請があり、本委員会による判断を経て保護者が入所申込を行った。

(2) 看護師研修による医療スキルの向上

新たに「看護師人材育成体系」を策定し、職層に応じた医療的ケア専門研修により、看護師全体の技術向上を図る。

(3) 就学に向けた仕組みづくり

進学先の小学校と連携し、就学相談や学校支援（医療的ケア・相談）を行い、円滑なつながりの仕組みを構築する。

令和2年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和3年3月17日

件 名	小規模保育事業所及び家庭的保育事業者に対する指導検査の実施結果について
所 管 部 課	子ども家庭部 子ども施設指導・支援担当課
内 容	小規模保育事業所及び家庭的保育事業者に対して今年度実施した子ども・子育て支援法及び児童福祉法（以下「支援法等」）に基づく一般指導検査の結果について報告する。 なお、子どもへの人権侵害等の重大案件はなく、昨年度より文書指摘件数も大きく減少しており、概ね良好に運営されている。 1 検査対象 （１）小規模保育事業所 14施設（全28施設中） （２）家庭的保育事業者 45名（全138名中） 2 指摘等種別 （１）文書指摘 支援法等関係法令等に違反する事案 （２）口頭指導 支援法等関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する事案 （３）助言指導 「文書指摘」又は「口頭指導」に該当せず、水準向上のための事案 3 検査結果（主な内容）と現時点での対応 ※括弧書きは令和元年度件数 （１）小規模保育事業所 ア 文書指摘：4件（12件）※区ホームページにて公表済み ・ 調乳担当者の健康チェックが未実施である 2件（1件） ・ 保護者に支払を求める理由を書面で説明していない 1件（0件） ・ 事業所等で調理していた食品を提供していた 1件（1件） ➡ 上記文書指摘4件については、年明けに開催予定の小規模保育事業者全体説明会での全事業者への注意喚起の前に、早速、今年度の指導検査対象外施設へ周知し、類似事例の有無を確認して是正を指示する。 イ 口頭指導：18件（17件） ・ 指導計画への長時間保育の位置づけが不十分である 6件（8件） ・ 重要事項に関する規程の掲示項目が不足している 3件（0件） ・ 経理規程を遵守していない 3件（0件） ➡ 口頭指導事項については、年明け開催予定の小規模保育事業者全体説明会において、指導検査結果を周知し、同内容の事例の有無と再確

認、及び規程の遵守について指導する。

ウ 助言指導：３２件（５８件）

- ・ 項目別に確認できる健康チェック表になっていない ６件（１０件）
- ・ 予算決算関係書類を一部作成していない ４件（０件）
- ・ 保育日誌に、クラス単位の子どもの活動の様子が記載されていない ３件（１件）
- ・ 食育計画に反省欄を設けていない ３件（０件）
 - ➡ 助言指導事項については、年明け開催予定の小規模保育事業者全体説明会において、指導検査結果を周知し、同内容の事例の有無と再確認、及び標準的な様式を示して、様式の再検討等を依頼する。

（２）家庭的保育事業者

ア 文書指摘：１０件（２９件）※区ホームページにて公表済み

- ・ 避難・消火訓練を実施していない月がある ４件（１４件）
 - ➡ 今年度の指導検査対象外事業者へ周知し、訓練実施の徹底を指示する。
- ・ 受託児の利用開始後の健康診断回数が不足している ４件（３件）
 - ➡ 健診の時期に年２回、注意喚起しているが、早速、今年度の指導検査対象外事業者へ健診実施状況を確認し、未実施であれば実施を失念しないよう指導する。
- ・ 自己評価を実施していない １件（０件）
 - ➡ 評価は、年度末に実施するため、当該時期に改めて通知し、徹底する。
- ・ １人で４人保育している時間帯がある １件（６件）
 - ➡ 今年度から、事業者から提出される書類を確認し、職員体制に不備がある場合は、事業者から状況をヒアリングして即座に改善させた。

イ 口頭指導：１７件（３１件）

- ・ 児童出欠簿（出席簿）等の記録内容が不適切である ４件（０件）
- ・ 月案及び週案の内容が不十分である ２件（７件）
 - ➡ 今年度から、事業者から提出される書類（児童出欠簿）を確認し、書類上不備がある場合は、事業者から状況をヒアリングして即座に改善させた。
- ・ 重要事項に関する規程の掲示項目が不足している ２件（０件）
 - ➡ 上記２件について、事業者へは、ひな型及び記載例を提示しているが、巡回訪問の中で確認し、改善すべき点があれば、その場で指導する。
- ・ 職員関連帳簿が保管されていない ２件（０件）
 - ➡ 事業者へは「家庭的保育（保育ママ）の手引き」を配付しているが、改めて年明け開催予定の家庭的保育事業者全体説明会において、指導検査結果を周知し、保育室に備えておくべき書類リストのチェックを指示する。

ウ 助言指導：１１９件（１０７件）

- ・ カーテン、絨毯等が防炎性能を有していない ２４件（２０件）
 - ➡ 平成２９年１０月に実施した保育ママ全体説明会において、防炎性能を有する物が必要になる場合の基準を説明し、買い替え時には防炎性能を有する物にするよう依頼しているが、安全性確保のため、支援策を検討しつつ、令和３年度の上半期までに防炎性能を有する製品への買い替えを徹底する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策として、０．０５％濃度に満たない次亜塩素酸ナトリウム希釈液を使用している ２１件（０件）
 - ➡ 早速、新型コロナウイルス対策として有効な希釈率の溶液作成方法を巡回訪問の中で資料を用い個別に周知していく。
- ・ 給食開始後に検便を実施している １３件（０件）
 - ➡ 検便は保健所に持ち込むため、緊急事態宣言中の実施は困難と見込まれたので日々の体調に留意し、保育再開後、速やかに検便を実施するよう周知したことから、今年度は本事案が多数発生したが、今後こうした事案は発生しないと思うが、改めて周知する。
- ・ 労災保険に加入していない １０件（８件）
 - ➡ すでに今年度検査対象外の事業者の調査は完了し、１６名が未加入と判明したため、１月までに加入し、報告するように指示した。
- ・ 事故を未然に防ぐための配慮や工夫が不足している ７件（４件）
 - ➡ 早速、巡回訪問の中で施設の点検を実施し、改善すべき点があれば、その場で指導する。

４ 検査結果の特徴

- （１）前年度末に重点的に避難・消火訓練の実施状況について事前調査を実施したため、例年指摘の多い当該項目の指摘が大きく減少した。
- （２）家庭的保育事業者で前年度指摘の多かった「１人で４人を保育している時間帯がある」については、保護者が契約時間より早めに預けに来た際に断れずに４人を保育する場合等が生じていたため、所管課から保護者にていねいに説明した結果、今年度の指摘数が減少した。
- （３）新型コロナウイルス感染症対策として０．０５％濃度の次亜塩素酸ナトリウム希釈液を使用するように、感染症予防マニュアルを配付し周知したが、全体説明会の中止により口頭での説明ができず、通常どおりの０．０２％濃度のものを使用していたため助言指導が増加した。
- （４）カーテン、絨毯の防炎化については、個人宅であることから、改善されにくい面がある。

５ 今後の方針

指摘の多い事項については、全体説明会等を通じて注意喚起を行うだけでなく所管課と連携して重点的に巡回訪問時などに指導・支援を行う。

令和2年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和3年3月17日

件 名	足立区子ども施設指定管理者の評価結果について																																						
所 管 部 課	子ども家庭部 子ども施設運営課																																						
内 容	子ども施設指定管理者17施設の令和元年度業務について、足立区子ども施設指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）による評価を行ったので、報告する。 なお、評価方法について課題と考えており、検討を行ったが、根本的な見直しには時間を要するため、次年度の評価時までには、評価項目の内容等を精査し、見直しを行っていく。 1 開催日時 令和3年1月20日（水） 午前8時45分から午前10時まで 2 開催方法 ウェブ会議 3 主な業務内容 （1）保育事業の実施に係る業務 （2）施設の維持管理に関する業務 4 評価対象期間 平成31年4月1日～令和2年3月31日 5 評価方法 委員会での提出資料の確認及び実地調査により実施。 ＜確認資料＞ <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>基本協定書</td><td>10</td><td>会計経理</td></tr> <tr> <td>2</td><td>年度協定書</td><td>11</td><td>サービスの評価</td></tr> <tr> <td>3</td><td>保守・点検完了報告書</td><td>12</td><td>保育の基本原則</td></tr> <tr> <td>4</td><td>施設・設備点検完了報告書</td><td>13</td><td>全体・長期・短期計画</td></tr> <tr> <td>5</td><td>防災への配慮</td><td>14</td><td>小学校との連携</td></tr> <tr> <td>6</td><td>防犯への配慮</td><td>15</td><td>食育計画</td></tr> <tr> <td>7</td><td>事故への対応</td><td>16</td><td>保健計画</td></tr> <tr> <td>8</td><td>個人情報取扱い</td><td>17</td><td>乳幼児突然死症候群</td></tr> <tr> <td>9</td><td>職員研修</td><td>18</td><td>調理衛生管理</td></tr> </table>			1	基本協定書	10	会計経理	2	年度協定書	11	サービスの評価	3	保守・点検完了報告書	12	保育の基本原則	4	施設・設備点検完了報告書	13	全体・長期・短期計画	5	防災への配慮	14	小学校との連携	6	防犯への配慮	15	食育計画	7	事故への対応	16	保健計画	8	個人情報取扱い	17	乳幼児突然死症候群	9	職員研修	18	調理衛生管理
1	基本協定書	10	会計経理																																				
2	年度協定書	11	サービスの評価																																				
3	保守・点検完了報告書	12	保育の基本原則																																				
4	施設・設備点検完了報告書	13	全体・長期・短期計画																																				
5	防災への配慮	14	小学校との連携																																				
6	防犯への配慮	15	食育計画																																				
7	事故への対応	16	保健計画																																				
8	個人情報取扱い	17	乳幼児突然死症候群																																				
9	職員研修	18	調理衛生管理																																				

6 施設名称及び評価結果等（満点１８０点・評価点順）

No.	施設名称 指定管理料（円）	指定管理者 代表者名	評価点	評価点/満点 ×100（％）	評価
1	千住保育園 204,827,693	(福) 太陽会 小倉 将信	176.6	98.1 %	A+
2	新田おひさま保育園 112,155,539	(福) 太陽会 小倉 将信	176.5	98.1 %	A+
3	さつき保育園 221,694,908	(福) 江北会 野口 澄夫	171.9	95.5 %	A+
4	興本保育園 178,329,622	(福) 太陽会 小倉 将信	171.0	95.0 %	A+
5	竹の塚北保育園 202,582,026	(福) 三樹会 細野 智樹	170.9	94.9 %	A+
6	竹の塚保育園 203,013,407	(株)ベネッセスタイルケア 滝山 真也	170.1	94.5 %	A+
7	青井おひさま保育園 102,888,608	(福) 水の会 小林 信子	169.2	94.0 %	A
8	せきや保育園 145,388,708	(福) 桑の実会 桑原 哲也	166.7	92.6 %	A
9	五反野保育園 225,661,783	(株)日本保育サービス 西井 直人	166.3	92.4 %	A
10	水神橋保育園 192,017,837	(福) 聖華 白須賀 まり子	165.9	92.2 %	A
11	谷在家保育園 138,258,077	(福) わかば会 石川 美和子	165.7	92.1 %	A
12	やよい保育園 200,727,871	(福) 博友会 川下 勝利	165.5	91.9 %	A
13	青井保育園 211,208,623	(福) からしだね 春見 静子	164.3	91.3 %	A
14	伊興大境保育園 175,250,928	(福) 高砂福祉会 石川 美和子	160.1	88.9 %	A
15	東保木間保育園 172,537,419	(福) 高砂福祉会 石川 美和子	157.7	87.6 %	A
⑩	新田三丁目なかよし保育園 87,084,278	(福) 南流山福祉会 西臣 正男	151.1	83.9 %	A-
⑪	新田さくら保育園 126,610,784	(福) じろう会 久芳 敬裕	136.8	76.0 %	B+

※評価項目及び評価基準は、評価結果資料（別添資料３）を参照

⑩、⑪の園については、園全体の評価にかかわらず、財務状況の評価点が低いため、改善に向けて強力に指導していく。

評価基準	A+	170以上	合格 ↑ 経営診断を行い 改善を指導する。
	A	170未満～153以上	
	A-	153未満～144以上	
	B+	144未満～135以上	
	B	135未満～117以上	
	B-	117未満～108以上	
	C	108未満	

7 委員会委員構成（計6名）

種 別	氏 名	役 職 等
学識経験者 （有識者含む）	田代 恵美子	明治学院大学心理学部 教育発達学科 特命教授
	鈴木 欽哉	公認会計士
関係団体代表	北島 小夜子	足立区民生・児童委員
	高橋 将郎	青少年委員
区職員	松野 美幸	子ども家庭部長
	川口 真澄	待機児対策室長

8 委員会での主な意見と対応等

- （1）昨年度新田地区の3園を視察したが、現地を確認すると園の状況が良く分かる。今後も各園の現地確認を行うべき。

対応策：各園の現地確認を実施する。

- （2）「適切な財務管理・財産管理が行われている」の評価項目で、財務諸表が未提出のため評価が低くなっている園について、公認会計士協会として経営診断など協力できる可能性がある。

対応策：必要に応じて協力を依頼する。

9 評価結果の公表

足立区ホームページに令和3年3月下旬掲載

10 その他

- （1）指定管理者制度の評価については、特に財務状況に関する評価結果の反映方法を次年度に向けて全庁的に見直していく。
- （2）今回の評価結果を指定管理者に説明し、今後の業務改善につなげていくよう指導する。
- （3）今回の評価にあたり、提出を義務付けている書類が未提出となっている2園については、協定第16条に違反しているため、あらためて提出を求め、一定期間を経て提出がされない場合は、協定第20条に基づき指定の取り消しも含め、厳しく指導していく。

令和2年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

令和3年3月17日

件 名	令和3年4月保育施設利用申込受付状況及び保育コンシェルジュ利用状況について							
所 管 部 課	子ども家庭部 子ども施設入園課							
内 容	令和3年4月保育施設（認可保育所・認定こども園・小規模保育・家庭的保育(保育ママ)）利用申込の受付状況及び保育コンシェルジュの利用状況について、以下のとおり報告する。							
	1 令和3年4月保育施設利用申込受付状況							
	(1) 利用申込数 (人)							
	年 月		令和3年	令和2年	増減	前年比		
	申込状況		4月分	4月分				
	利用申込(受付期間中)【A】		2,561	2,943	△382	87.0%		
	内訳 (受付 場所別)	子ども施設入園課	1,804	1,917	△113	94.1%		
		うち郵送分	105	—	105	皆増		
		福祉課	333	537	△204	62.0%		
		保育施設	424	489	△65	86.7%		
審査継続分【B】		997	1,226	△229	81.3%			
先行利用調整申込【C】		110	163	△53	67.5%			
利用申込合計【A+B+C】		3,668	4,332	△664	84.7%			
募集人数（令和3年は予定）		4,402	5,105	△703	86.2%			
(注)・【B】10月～1月入所希望受付分のうち、待機のため令和3年4月の審査に継続するもの								
・【C】小規模保育、保育ママの卒園児を対象とした先行申込								
・上記人数は、転園、区外からの入園、区外園との併願を含む								
(2) 年齢別申込数 (人)								
年	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和3年		1,063	1,484	559	453	80	29	3,668
令和2年		1,112	1,781	737	522	139	41	4,332
	増減	△49	△297	△178	△69	△59	△12	△664

申し込みが前年度と比較して減少した。要因としては、次の２点が考えられる。

- ・ 前年度と比較して人口が減少している（下表のとおり）。
- ・ 令和２年４月に認可保育所２０園を新規開設したことで待機児童が減少した。

【参考】年齢別人口 (人)

年 月 \ 年 齢	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
令和２年 12 月	4,544	4,585	4,908	4,910	5,080	5,276
令和元年 12 月	4,629	5,029	5,026	5,145	5,341	5,215
増減	△85	△444	△118	△235	△261	61

２ 保育コンシェルジュ利用状況

(１) 利用延人数 (人)

期 間	4/1～9/30		10/1～12/1 【10/15～12/1 特設会場設置】		会場別合計		総合計
	区役所	出張 相談	区役所	出張 相談	区役所	出張 相談	
2 年 度	954	113	684	144	1,638	257	1,895
元 年 度	991	607	690	331	1,681	938	2,619
前 年 比	96.3%	18.6%	99.1%	43.5%	97.4%	27.4%	72.4%

【出張先】子育てサロン、保健センター、福祉課

(２) 新型コロナウイルスへの対応

- ・ 子育てサロンへの出張は、令和２年３月から６月まで中止し、７月から予約制に切り替えて再開している。当該期間の募集枠に対する予約率は８２．８％であった。
- ・ 保健センター（ファミリー学級）への出張は、令和２年３月に中止し、７月に一時再開したものの、８月以降は再び中止している。

令和2年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和3年3月17日

件 名	児童虐待防止推進月間の事業実施報告について
所 管 部 課	こども支援センターげんき こども家庭支援課
内 容	令和2年11月「児童虐待防止推進月間」に実施した事業の結果について、以下の概要を報告する。 1 養育家庭PRパネル展示 里親などの養育家庭制度の周知と登録を促進するための展示を行った。 (1) 日時 11月9日(月) 正午～11月16日(月) 午後5時 (2) 場所 足立区役所 本庁舎1階 アトリウム 2 養育家庭体験発表会 養育家庭制度の周知と登録を促進するため、里親になっている方の体験発表会を行った。 (1) 日 時 11月14日(土) 午前10時～正午 (2) 場 所 こども支援センターげんき 5階 研修室3 (3) 参加者 養育家庭制度に関心がある区民 26名 3 子育て交流講座「完璧な親なんていない」 1、2歳児のお子さんの保護者を対象に、育児に対する不安解消と育児スキルを高める方法を学ぶ講座を開催した。 (1) 日 時 11月5日～12月10日の毎週木曜日 午前10時～正午 (2) 場 所 こども支援センターげんき 3階 プレイルーム (3) 参加者 6名(応募者6名) 4 「児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン in あだち2020」 ※ 例年、民生・児童委員、PTAなどにご協力いただき、駅頭にて、児童虐待予防のチラシと啓発グッズを配布し、児童虐待防止の普及啓発を行っていたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して中止とした。

令和 2 年度 第 3 回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和 3 年 3 月 1 7 日

件 名	「令和元年度子どもの貧困対策主要事業実績及び評価結果」及び 「第 1 期子どもの貧困対策実施計画- 5 年間の取り組みと成果-」について
所管部課名	子どもの貧困対策担当部 子どもの貧困対策担当課
内 容	「未来へつなぐあだちプロジェクト」年次別アクションプランについて令和元年度実施事業の実績を取りまとめ、事業を評価するとともに、平成 2 7 年から令和元年度までの 5 年間の評価総括を行った。 別添資料 4、5 「未来へつなぐあだちプロジェクト」年次別アクションプラン（5 ヵ年計画）「令和元年度子どもの貧困対策主要事業実績及び評価結果」「第 1 期子どもの貧困対策実施計画- 5 年間の取り組みと成果-」の概要を報告する。 1 「令和元年度子どもの貧困対策主要事業実績及び評価結果」 （1）評価方法について 事業担当課による一次評価（自己評価）に加え、平成 2 9 年度から、政策経営部による二次評価（内部評価）、学識経験者による三次（外部評価）を実施している。 （2）二次評価（内部評価）及び三次評価（外部評価）の結果について （令和元年度 二次評価及び三次評価結果は、2 1 ページ参照） ア 二次評価（内部評価） 各施策の重点事業から抽出した 4 1 項目について、事業担当課とのヒアリングを経て、目標達成度、事業進捗状況、課題分析、今後の方向性等を点数換算し、政策経営部（子どもの貧困対策担当課、政策経営課、財政課）が A、B+、B、B-、C の 5 段階で評価した。 イ 三次評価（外部評価） 子どもの貧困対策検討会議の学識経験者が、二次評価対象事業の課題や方向性等について意見を付し、施策ごとに A、B+、B、B-、C の 5 段階で評価した。 ウ 学識経験者からの評価総括 （ア）子どもの貧困対策の視点や工夫を取り入れた事業展開や新規事業などに取り組んでおり、評価できる。 （イ）どの事業においても、自ら申し込み参加した子どもや保護者などの成果だけではなく、事業の途中で参加を辞めてしまったり、制度・支援からもれた子どもや保護者、また制度利用に結びつかなかった子どもや保護者の状況を把握し、支援に繋がるアプローチの方法を検討し

ていただきたい。

(ウ) 各事業で設定している指標は改善が見られ評価できるが、参加人数などの指標はあくまでも支援の入口の数字であるため、子どもの貧困対策の改善に寄与しているか、実際の効果がどうかをみていく必要がある。

(エ) 子どもの貧困対策の先進自治体として、子どもの学力定着やA S M A P 事業、むし歯予防など継続的な取り組みにより、改善につながる成果をあげ、高く評価できる。

■令和元年度 二次評価及び三次評価結果

柱 立 て・施 策		項 目 数	二 次 評 価 (5段階評価)					三次 評価 (5段階 評価)
			A 25点 以上	B+ 25点 未満 19点 以上	B 19点 未満 13点 以上	B- 13点 未満 7点 以上	C 7点 未満	
柱立て1 【教育・学び】	1 学力・体験支援	7	4	3	0	0	0	B+
	2 学びの環境支援	4	3	1	0	0	0	B+
	3 子どもの居場所づくり	2	2	0	0	0	0	A
	4 キャリア形成支援	3	1	2	0	0	0	B+
	【教育・学び】計	16	10	6	0	0	0	—
柱立て2 【健康・生活】	1 親子に対する養育支援	4	3	1	0	0	0	B+
	2 幼児に対する発育支援	8	7	1	0	0	0	A
	3 若年者に対する就労支援	3	2	0	1	0	0	B+
	4 保護者に対する生活支援	8	5	3	0	0	0	A
	【健康・生活】計	23	17	5	1	0	0	—
柱立て3 【推進体制の構築】		2	2	0	0	0	0	A
総 計		41	29	11	1	0	0	

(3) 一次評価（自己評価）の結果について

年次別アクションプランの主要事業（116事業）について、活動目標に対する令和元年度の活動実績を達成度に応じて、事業担当課が5段階で評価した。柱立て別の一次評価の結果は、以下のとおりである。

■令和元年度 一次評価結果

柱 立 て	活動 目標 数	目標達成度（５段階評価）				
		5 目標を 大きく 上回っ た (達成率 120% 以上)	4 目標を 上回っ た (達成率 100% ～120%未 満)	3 概ね目標 どおりだ った (達成率 80%～ 100% 未満)	2 目標を 下回っ た (達成率 60%～ 80% 未満)	1 目標を 大きく 下回っ た (達成率 60% 未満)
柱立て1【教育・学び】	61	10	11	26	6	8
柱立て2【健康・生活】	78	7	20	27	15	9
柱立て3【推進体制の構築】	4	1	3	0	0	0
総 計	143	18	34	53	21	17

(4) 令和元年度 柱立て別実績費

年次別アクションプランの令和元年度柱立て別の総事業費及び事業費並びに人件費については、以下のとおりである。

(千円)

柱 立 て	総事業費	総事業費内訳	
		事業費	人件費
柱立て1【教育・学び】計	5,968,584	4,154,131	1,814,453
柱立て2【健康・生活】計	25,352,586	23,869,489	1,483,097
柱立て3【推進体制の構築】計	8,984	1,215	7,769
総 計	31,330,154	28,024,835	3,305,319

2 「第1期子どもの貧困対策実施計画-5年間の取り組みと成果-」

(1) 基本理念

(2) 計画体系（3つの柱立てと9つの施策）

柱立て1【教育・学び】	施策1 学力・体験支援
	施策2 学びの環境支援
	施策3 子どもの居場所づくり
	施策4 キャリア形成支援
柱立て2【健康・生活】	施策1 親子に対する養育支援
	施策2 幼児に対する発育支援
	施策3 若年者に対する就労支援
	施策4 保護者に対する生活支援
柱立て3【推進体制の構築】	

(3) これまでの5年間の取り組みと成果

ア 柱立て1 教育・学び

(ア) 「学力向上対策推進事業」児童・生徒の個々の力に応じたメニューの実施

小・中学校での早期つまづき解消を図るための基礎学力定着対策や、成績上位者のための「足立はばたき塾」など、きめ細かいメニューを用意するとともに、教員の授業力向上策も実施し、学力向上に取り組んできた。

(イ) 「居場所を兼ねた学習支援」の充実と拡大

平成27年度拠点1か所→令和元年度拠点4か所、ランチ3か所

(ウ) 「就学援助」新入学児童生徒学用品費の入学前支給

平成31年4月入学の中学生から、就学援助（新入学児童生徒学用品費）を入学前の年度（小学校6年生時）に支給し入学時の一時的な支出増に対応した。さらに、令和元年度（令和2年度新入学児童）からは、小学校入学前の前倒し支給を実施し、安心して入学を迎えられるよう、事業の見直しを行った。

(エ) 「スクールソーシャルワーカー（SSW）」の配置

平成27年度3名（非常勤）→令和元年度14名
（常勤1名、非常勤13名）

(オ) 「不登校対策事業 チャレンジ学級」の拡大

平成27年度2か所 → 令和元年度3か所
定員90名 定員120名

イ 柱立て2 健康・生活

(ア) 「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAP）」の手厚い支援

平成28年度から妊娠届出時のアンケートに、特に支援が必要な妊婦を把握し、母子保健コーディネーター（保健師）を中心に、訪問や面談・電話等できめ細やかな妊産婦支援を実施している。

(イ) 「歯科」「食育」の就学前から小・中学校まで連携した取り組み強化
就学前～小・中学校まで、複数の部（子ども家庭部・学校運営部・衛生部）が連携して取り組みを行ってきた。

(ウ) 「発達障がい児支援事業」就学前から学齢期への連携（就学移行プログラム等）

5歳児（年長）に対する小グループ学校体験実施校数
平成29年度 2校 → 令和元年度 6校

(エ) 「ひとり親家庭総合支援事業」の充実（相談窓口、就労支援・交流支援・情報提供等）

(オ) 「夏休みの有子世帯訪問」による生活保護世帯の子どもの現認率を向上させ、地区担当員が養育状況等を確認している。

平成27年度48.3% → 令和元年度89.7%

ウ 柱立て3 推進体制の構築

(ア) 各調査結果の活用

- ・ 子どもの健康・生活実態調査等

足立区では、子どもの健康・生活実態調査など様々な調査を行い、そのデータを子どもの貧困対策に活用してきた（エビデンスに基づく政策立案【EBPM】）。

(イ) 子どもの未来を応援する地域活動（NPO・地域の活動団体、企業等）が広がっている。

- ・ 「学校で朝ごはん」
- ・ 「子どもの居場所（子ども食堂）」
- ・ 足立ブランド認定企業等による「ものづくり体験」
- ・ 子どもの未来プラットフォームの構築 など

(ウ) 全庁体制で取り組みを進めるために

- ・ 組織を超えた取り組み

足立区は「子どもの貧困を経済的な困窮だけで捉えず、社会的孤立や健康上の問題など成育環境全般にわたる複合的な問題と捉え、その解決や予防に全庁体制で取り組む」という基本理念のもと、全庁体制で子どもの貧困対策を進めている。

- ・ 健康情報の一元管理に向けた体制整備

平成27年度に「あだちっ子歯科健診」がスタートし、私立園を含めた歯のデータの収集が可能となった。

さらに、令和元年度からは、教育委員会・学校の共通システムに保健管理の項目を追加することで乳幼児健診から小・中学校までの健診データ（歯科、身長、体重等）が繋がった。

(4) 子どもの貧困対策担当課における5年間の総括

ア 成果と広がり

区では、すべての子どもに届く取り組みや地域や団体、企業などと総ぐるみで子どもの貧困対策を進めてきた。

- ・ 基礎学力の向上
- ・ むし歯の罹患率の低下
- ・ ベジファーストの広がりなど好ましい生活習慣の定着
- ・ 子ども食堂など子どもの未来を応援する地域活動の広がり

イ 見えている課題

(ア) 貧困率

- ・ 日本の子どもの貧困率は
平成27年度 13.9% から平成30年度 13.5%へ減少
- ・ 足立区の就学援助率は
平成30年度 30.4% から令和元年度 28.5%へ減少

(イ) 外国人と外国にルーツをもつ子どもたちへの支援

足立区内の外国人の数は、年々増加し、国籍も多様化している。また、外国にルーツをもつ子どもたちも増え、言語と文化の違いから、学校生活などへの適応に困難を抱え、生活支援と日本語指導が必要な

子が多く存在する。足立区で生活するための切れ目のない支援を地域のちから推進部、衛生部、子ども家庭部、学校運営部、政策経営部等、一体となって取り組んでいく。

(ウ) 中学校卒業後の若年者の支援

区内都立高等学校の中退率は減少傾向にあるものの依然として少ない。これまで公表されてきた都立高等学校の中途退学者数が非公表となり実態把握が難しくなった。そのため、地域のちから推進部、教育指導部、子ども家庭部や区内都立高等学校、民間団体等と連携し、将来の貧困を予防する観点から何らかの手立てを講じていく必要がある。

ウ これからの取り組みの視点

(ア) 支援が届かない、または届きにくい子ども・家庭への支援

- ・ 制度利用に結びつかない、結びついても中途離脱する理由や要因などを分析
- ・ アウトリーチ型の支援、伴走型の支援

(イ) 子どもの貧困対策に当事者意識を持って取り組む職員の育成

- ・ すべての施策や事業を子どもの貧困対策につなげる視点と工夫
- ・ 地域や団体等へさらなる啓発を図る積極姿勢

(ウ) 子どもの貧困対策に全庁体制で取り組みを進めるために

- ・ 現状の把握と事業の進行管理、支援とニーズの確認

(エ) 区独自の上乗せによる支援の充実

(5) 学識経験者による5年間の総括

ア スクールソーシャルワーカー（SSW）を計画的に増員し、配置したのは良い取り組みであり評価する。子どもを取り巻く環境は複雑になっているため、常勤スクールソーシャルワーカーの配置を増やし、児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図っていただきたい。

イ 幼児健診から小・中学校までの健診データが繋がったことは、とても重要なことである。健診データのほかに、虐待相談歴や要保護児童対策地域協議会の対象にあがっているケースなど複数データを組み合わせながら活用するほうが、特にネグレクトなどは発見しやすくなると考える。何を子どもたち、保護者に働きかけていくかをセットで考え、事業展開していくことが必要になる。今後のデータ活用における取り組みに期待する。

ウ 先進的な取り組みをしている足立区だからこそ、単に全国平均と比較するのではなく、事業への取り組みの結果、底上げにつながったことがわかる指標などで成果をみていく必要がある。

エ 子どもの権利条約もあることから、子ども自身の意見を聞く仕組みを検討していただきたい。区が行っている政策をどう受け止め、感じているのか、どのような期待・希望をもっているのか、子どもの意見も取り入れながら評価し、今後の戦略を考えていく仕組みが必要だと思う。

令和2年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和3年3月17日

件 名	令和3年度学童保育室の入室申請受付状況および整備予定について																											
所 管 部 課	地域のちから推進部 住区推進課																											
内 容	令和3年度学童保育室の入室申請受付状況（令和2年12月1日締切日現在）を下記のとおり報告する。																											
	記																											
	1 令和3年度学童保育室の入室申請受付件数																											
	一斉申請受付期間 令和2年11月9日（月）～12月1日（火）																											
	<table><thead><tr><th>年 度</th><th>学童保育 室数</th><th>定員A</th><th>定員弾力B</th><th>受入可能数 C=A+B</th><th>申請者数 D</th><th>超過数 D-C</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和3年度①</td><td>120</td><td>4,903</td><td>373</td><td>5,276</td><td>5,235</td><td>-41</td></tr><tr><td>令和2年度②</td><td>117</td><td>4,781</td><td>369</td><td>5,150</td><td>5,282</td><td>132</td></tr><tr><td>増減①-②</td><td>3</td><td>122</td><td>4</td><td>126</td><td>-47</td><td>-</td></tr></tbody></table>	年 度	学童保育 室数	定員A	定員弾力B	受入可能数 C=A+B	申請者数 D	超過数 D-C	令和3年度①	120	4,903	373	5,276	5,235	-41	令和2年度②	117	4,781	369	5,150	5,282	132	増減①-②	3	122	4	126	-47
年 度	学童保育 室数	定員A	定員弾力B	受入可能数 C=A+B	申請者数 D	超過数 D-C																						
令和3年度①	120	4,903	373	5,276	5,235	-41																						
令和2年度②	117	4,781	369	5,150	5,282	132																						
増減①-②	3	122	4	126	-47	-																						
【参考】	受入可能数と申請者数の推移 <table><thead><tr><th>年度</th><th>受入可能数</th><th>申請者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>H28年度</td><td>4,770</td><td>4,957</td></tr><tr><td>H29年度</td><td>4,879</td><td>5,124</td></tr><tr><td>H30年度</td><td>5,006</td><td>5,152</td></tr><tr><td>H31年度</td><td>5,032</td><td>5,343</td></tr><tr><td>R2年度</td><td>5,150</td><td>5,282</td></tr><tr><td>R3年度</td><td>5,276</td><td>5,235</td></tr></tbody></table> ※申請者数は、一斉申請受付期間のもの	年度	受入可能数	申請者数	H28年度	4,770	4,957	H29年度	4,879	5,124	H30年度	5,006	5,152	H31年度	5,032	5,343	R2年度	5,150	5,282	R3年度	5,276	5,235						
年度	受入可能数	申請者数																										
H28年度	4,770	4,957																										
H29年度	4,879	5,124																										
H30年度	5,006	5,152																										
H31年度	5,032	5,343																										
R2年度	5,150	5,282																										
R3年度	5,276	5,235																										

2 地域別申請受付件数（第一希望別）

地 域	R3 年度 室数	R3年度 受入 可能数 A	申請者数							超過数 B-A
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計 B	
千住	15	653	266	201	150	45	12	1	675	22
綾瀬	13	585	233	207	129	45	7	6	627	42
大谷田・佐野	8	324	98	107	64	29	10	5	313	-11
中央本町	10	442	149	136	101	41	7	2	436	-6
花畑・保塚	12	543	207	166	123	36	13	5	550	7
竹の塚・六月	11	486	147	142	102	52	21	4	468	-18
梅島	10	435	139	120	111	42	10	3	425	-10
西新井・江北	14	581	189	166	101	57	26	8	547	-34
伊興	9	395	144	122	84	38	14	2	404	9
鹿浜・舎人	10	436	175	135	99	37	24	3	473	37
新田・江南	8	396	97	114	59	41	6	0	317	-79
合 計	120	5,276	1,844	1,616	1,123	463	150	39	5,235	-41

3 今後の方針等

- (1) 入室承認（不承認）通知を令和3年2月19日（金）に発送済み。
- (2) 全体では受入可能数が申請数を上回っているが、地域によって申請数が受入可能数を超過している。

今後、入室申請状況や人口推計、中途退室者などを踏まえ、定員や施設配置を含め「足立区学童保育室整備計画」の見直しを進める。

- (3) 学童保育室整備のほか、児童館特例利用（ランドセルで児童館）の情報を積極的に提供し、利用の推進を図ることで小学生の安全な居場所づくりを進めていく。

4 令和3年度における学童保育室の整備について

申請者数が受入可能数を上回る地域の待機児解消に向けて、「足立区学童保育室整備計画」に基づき、令和3年度は、綾瀬地区、扇・江北地区、舎人・入谷地区に学童保育室を誘致する予定である（令和4年4月開設予定分）。

令和2年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和3年3月17日

件 名	学童保育室の特別延長保育の実施について
所 管 部 課	地域のちから推進部 住区推進課
内 容	令和3年4月より特別延長保育に対応する学童保育室を下記のとおり増室する。 記 1 特別延長保育実施学童保育室の増室 特別延長保育は、早朝は午前8時から午前8時30分まで（学校休業日に限る）、夕方は午後6時から午後7時まで延長して保育を実施する。 （1）新規実施学童保育室 ア 区立学童保育室（1か所） ・ あおぞら学童保育室 六町三丁目3-11（加平小学校内） イ 民設学童保育室（3か所） ・ Mo-ne 千住寿町学童保育室 千住寿町4-7 クレールⅡ102 ・ 学童保育じゃんぷ千寿クラブ 千住中居町17-18 ・ 学童クラブOhana 関原教室 関原三丁目38-34 （2）令和3年度実施状況 計47室（区立29室・民設18室）で実施。 2 今後の方針 学童保育室の特別延長保育の需要を把握したうえで、地域間で大きな偏りが出ないようにバランスを考慮しながら拡大を図っていく。

令和２年度 第３回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和3年3月17日

件名	「ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給」の支給状況について
所管部課	福祉部 親子支援課
内容	1 概要 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯を支援するため、昨年8月に児童扶養手当受給者等を対象として国において支給した「ひとり親世帯臨時特別給付金」について、前回の給付金を受給している世帯を対象に同額の給付金を再支給された。 については、現在の支給状況について以下のとおり報告する。 2 支給対象者及び支給時期 (1) 基本給付受給者 令和2年12月11日時点で基本給付（国第2次補正、令和2年8月以降支給分）を受給している世帯（約6,000世帯）に対して、令和2年12月17日に案内通知を発送し、令和2年12月25日支給 (2) 基本給付未申請者 (1)以外の方（基本給付未申請者）については、令和3年2月26日まで申請を受付し、令和3年3月31日までに支給予定 3 支給状況 (1) 基本給付受給者 5,569世帯 36,185万円 （令和2年12月末 現在） (2) 基本給付未申請者 31世帯 236万円 （令和3年 1月末 現在） 4 支給額 基本給付 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円 5 支給方法 (1) 基本給付受給者については、給付金支給時の振込口座へ入金 (2) 基本給付未申請者については、申請口座へ入金

令和2年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和3年3月17日

件 名	児童扶養手当・特別児童扶養手当における所得額の計算方法の変更について
所 管 部 課	福祉部 親子支援課
内 容	1 概要 平成30年度税制改正により、令和3年度個人住民税から給与所得控除・公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされた。 これに伴い、所得情報を活用している児童扶養手当・特別児童扶養手当において、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得金額の合計額から10万円を控除することとし、税制改正に伴う不利益が生じないように措置する。 2 周知 あだち広報（5月10日号）及び区ホームページにて周知予定 3 各手当の変更月 （1）特別児童扶養手当 令和3年8月分手当から （2）児童扶養手当 令和3年11月分手当から

令和 2 年度 第 3 回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和 3 年 3 月 1 7 日

件 名	足立区児童育成手当条例施行規則等の一部改正について
所 管 部 課	福祉部 親子支援課
内 容	1 概要 平成 3 0 年度税制改正および令和 2 年度税制改正に伴い、所得情報を活用している、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成及び児童手当について、関連する諸規程を一部改正する。 2 税制改正の内容 (1) 平成 3 0 年度税制改正 令和 3 年度個人住民税から給与所得控除・公的年金等控除について 1 0 万円引き下げるとともに、基礎控除を 1 0 万円引き上げ、税制改正に伴う不利益が生じないよう措置する。 (2) 令和 2 年度税制改正 婚姻歴の有無や性別にかかわらず生計を一にしている子を有する単身者について「ひとり親控除」を適用し、従来の寡婦（寡夫）控除について、寡婦（寡夫）控除をひとり親に該当しない寡婦に係る控除に改組することとする。 3 税制改正に伴う条例施行規則等改正の内容 (1) 足立区児童育成手当条例施行規則 ア 児童育成手当の支給を制限する場合の所得額の計算に当たり、給与所得又は公的年金等に係る所得を有する受給資格者について給与所得の金額及び公的年金等に係る所得額の合計額から 1 0 万円を控除する。 イ 児童育成手当の支給を制限する場合の所得額の計算に当たり、地方税法に規定する「ひとり親控除」の適用を受ける受給資格者について、3 5 万円を控除する。 (2) 足立区こども医療費助成事務処理における書類の様式を定める要綱 児童手当・特例給付認定請求書兼子ども医療費助成制度医療証交付申請書の控除額の記載について、「寡婦（夫）及び寡婦特別」という表記から「寡婦及びひとり親」に変更する。 (3) 足立区ひとり親家庭等への医療費の助成に関する条例施行規則 ア ひとり親医療費の助成を制限する場合の所得額の計算に当たり給与所得又は公的年金等に係る所得を有する受給資格者について給与所得の金額及び公的年金等に係る所得額の合計額から 1 0 万円を控除する。

	イ ひとり親医療費の助成を制限する場合の所得額の計算に当たり 地方税法に規定する「ひとり親控除」の適用を受ける受給資格者 について、３５万円を控除する。 ４ 適用年月日 令和３年４月１日 ５ 各手当等の変更月 （１）児童育成手当 令和３年６月分手当から （２）児童手当 令和３年６月分手当から （３）ひとり親家庭等医療費助成 令和４年１月分医療費助成から
--	--

令和2年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和3年3月17日

件 名	令和３年度の児童扶養手当等の手当額について		
所 管 部 課	福祉部 親子支援課		
内 容	厚生労働省から、以下のとおり「令和３年度の児童扶養手当等の手当額については改定しない」旨の通知があったので、情報提供する。		
	1 令和３年度の手当額		
	(１) 児童扶養手当（月額）		
	区 分	～令和３年３月	令和３年４月～
	本 体 額 (全部支給)	43,160 円	変更なし
	〃 (一部支給)	43,150 円 ～10,180 円	〃
	第２子加算額 (全部支給)	10,190 円	〃
	〃 (一部支給)	10,180 円 ～5,100 円	〃
	第３子以降加算額 (全部支給)	6,110 円	〃
	〃 (一部支給)	6,100 円 ～3,060 円	〃
(２) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等（月額）			
手 当 名	～令和３年３月	令和３年４月～	
特別児童扶養手当 (１級)	52,500 円	変更なし	
〃 (２級)	34,970 円	〃	
障害児福祉手当	14,880 円	〃	
特別障害者手当	27,350 円	〃	
経過的福祉手当	14,880 円	〃	
2 改定しない理由			
2020年全国消費者物価指数の実績値（対前年比変動率±0.0％）を反映し、手当額を令和２年度と同額とする。			